

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	24	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制の拡充）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【エンジェル税制について】</p> <p>租税特別措置法第37条の13、第41条の19に基づき、一定の要件を満たした中小企業者である株式会社に対して個人が出資した場合に、所得控除（以下「優遇措置A」という）またはその年の他の株式譲渡益からの控除（以下「優遇措置B」という）のいずれかが選択可能な制度。加えて、租税特別措置法第37条の13の2に基づく、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等と併せた3優遇を総称しエンジェル税制という。地方税においては、地方税法附則第35条の3に基づき特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等が優遇の対象となる。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>現行制度下でのベンチャー企業へのリスクマネー供給不足が指摘されていること、現行制度開始から11年が経過し環境変化への対応が必要であることから、①近年のネットワークビジネス隆盛による投資家層や出資形態の変化への対応、②投資家層変化にともなう投資先ベンチャー企業層変化への対応、③ベンチャー企業の就業形態変化への対応等により、時代の変化に対応した制度の見直しを図り、リスクマネーを円滑に供給する。</p>		
関係条文	<p>所得税：租税特別措置法第37条の13、租税特別措置法第41条の19、租税特別措置法施行規則第18条の15</p> <p>個人住民税：地方税法附則第35条の3</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>日本の開業率が諸外国と比較し低水準であり開業率の引上げが急務である中、低金利下で眠っている個人の現預金を、今後の成長が見込めるベンチャー企業への投資に結びつけ、民間同士の資金循環を促進することで、資金需要旺盛なベンチャー企業の成長を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行制度下でのベンチャー企業へのリスクマネー供給不足が指摘されていること、現行制度開始から11年が経過し環境変化への対応が必要であることから、①近年のネットワークビジネス隆盛による投資家層や出資形態の変化への対応、②投資家層変化にともなう投資先ベンチャー企業層変化への対応、③ベンチャー企業の就業形態変化への対応等により、時代の変化に対応した制度の見直しを図り、リスクマネーを円滑に供給する。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営革新・創業促進
	政策の達成目標	開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す。 『未来投資戦略2018』（平成30年6月15日） 3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化 （略）開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（略） 地域の手で企業を生み、育てる取組の促進 『成長戦略フォローアップ』（令和元年6月21日） ※なお、本目標は、本特例措置以外の予算措置、金融措置、税制措置等と一体となって達成するものである。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	開業率：5.6% 廃業率：3.5% （平成29年）
有効性	要望の措置の適用見込み	令和2年度利用者見込み：3,049人 令和2年度投資額見込み：73.38億円 （いずれも所得税における利用者見込み。地方税の優遇措置である譲渡損失発生時の繰越控除等については利用を見込んでいない。）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	低金利下で運用難の個人と資金調達に課題を抱えるベンチャー企業という民間同士での資金の融通により開業率の改善やベンチャー企業の成長促進をはかることは有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和元年度当初予算 地域創業機運醸成事業【3.8億円】
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は事業者の創業時に要する人件費、設備費、店舗等借入費、マーケティング調査費等を支援する事業（平成30年度まで）及び創業支援を行う者への講師謝金・旅費、会場費等を支援する事業であり、本措置と上記施策を一体的に支援することにより、創業を促進し、ビジネスの持続性の向上を図る。
	要望の措置の妥当性	低金利下で運用難の個人と資金調達に課題を抱えるベンチャー企業という2者間での資金循環による開業率引上げやベンチャー企業の成長促進を目的としており、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 9 年度 創設 平成 12 年度 拡充（売却益圧縮の特例、対象要件の拡充） 平成 14 年度 拡充（投資事業組合経由にも適用） 平成 15 年度 拡充（取得費控除制度の創設、対象要件の拡充） 平成 16 年度 拡充（ファンド認定制度導入、売却益圧縮特例の拡充） 平成 17 年度 延長（売却益圧縮特例の延長） 平成 19 年度 延長、拡充（売却益圧縮特例の延長、要件及び手続の拡充） 平成 20 年度 拡充、縮減（所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止）</p>
ページ	24—3